

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 指定都市の路線価決定

**Q** : 平成9年度の固定資産税評価替えの算定基礎となる基準宅地の路線価が決定されたそうですが、やはり前回の評価替えのときと比べると路線価は下落しているのでしょうか。

**A** : 今回決定した各都道府県の指定都市(都道府県庁所在都市)における基準宅地の路線価は、平成6年度の評価額に比べ、単純平均で39.8%の下落となっています。

基準宅地のうち下落率が最も高かったのは、大阪市(大阪府)の63.4%で、以下、特別区(東京都)60.3%、名古屋市(愛知県)60.1%、京都市(京都府)60.0%となっています。

唯一山口市(山口県)のみが、7.3%上昇しています。

今回公表された路線価に基づいて、各市町村において評価替え作業が進められることとなります。

今回の評価替えで、正式に前年1月1日(今回は平成8年1月1日)が評価基準日とされ、また、基準宅地を含む全標準宅地(全国43万地点)で鑑定評価が実施されていますが、最近の地価下落傾向を鑑み、平成8年7月1日時点まで地価が下落している地域については、評価額を修正しています。

ただ、臨時・暫定特例が手当された平成8年分課税標準額に対しては、なおこれを上回ることが予想され、平成9年度以降も何らかの負担調整措置等が望まれます。

